

本別町住宅用太陽光発電システム導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付することにより、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ、該当各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）の屋根等に設置され、太陽光により発電するシステムをいう。
- (2) 町内事業者 本別町内に事業所等を所有する施工事業者をいう。

(補助対象システム)

第3条 補助対象となる発電システムは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 設置する発電システムは、未使用のものであること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するものであること。
- (3) 性能の保証、設置後のサポート等が、メーカー等によって確保されているもの。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金交付対象者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する本別町内の住宅に太陽光発電を設置する個人とする。
- (2) 設置者が町税を滞納していないこと。
- (3) 補助金交付決定以降に発電システムを設置し、当該年度の2月末日までに実積報告書を提出することができる者。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付金対象となる経費は、対象システムの設置に要する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線及び配線器具

- (9) 余剰電力販売用電力量計
- (10) その他対象システムの設置に必要な工事に係る費用
(補助金額)

第6条 町が交付する補助金の額は、1 kW当たり6万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値を乗じて得た額とし、24万円を上限とする。この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類（以下「補助金交付申請書等」という。）を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 現に町内に住所を有する物にあっては、市町村税の納税證明書（国民健康保険税及び保険料を含む。）、その他の者にあっては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書
- (2) 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、所有者の住宅用太陽光発電システム設置承諾書（第2号様式）
- (3) 太陽光発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さが分かるもの）の写し
- (4) 第4条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し（建売の場合は売買契約書等の写し）
- (5) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、本別町住宅用太陽光発電システム導入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(実績報告等)

第9条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を完了したときは、補助事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置状態を示す写真
- (2) 発電システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し

(5) 補助事業者の住民票の写し

(補助金交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実積報告書の提出があったときは、報告書の内容の審査及び対象システムの検査を速やかに行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による交付額の確定後、補助金交付請求書（第6号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった発電システムを法定耐用年数（17年）を経過することとなるまで、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 町長は補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。
- 3 本補助制度により所得した発電システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 4 発電システム施工事業者は町内事業者であること。建壳の場合も同様とする。
- 5 ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 前条の規定する条件に違反したとき。
- (3) 対象事業を中止、又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(定期報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、発電システムの設置後2年間、次の事項について、町長に報告するものとする。

- (1) 月次の発生電力量、売電電力量及び買電電力量（年度毎）
- (2) 月次の消費電力量
- (3) 対象システムが故障した場合、故障の内容及び停止の期間（年度毎）
- (4) 対象システムの満足度（使い勝手、形状、スペース等）、対象システムの設置に伴う日常生活における変化（省エネルギー意識の変化等）（年度毎）

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から、施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日を限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。